

## 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和5年度第2回）議事要録

### ○日時

令和5年（2023年）8月8日（火）14時00分～16時00分

### ○場所

西宮市役所本庁 A813会議室

### ○出席委員

大谷会長、潮谷副会長、浅雄委員、岩本委員、木津委員、貴山委員、柴田委員、清水委員、角野委員、竹久委員、中村委員、服部委員、原委員、藤田委員、本田委員、増田委員、宮光委員、山中委員、山本委員 計19名

### ○傍聴者

5名

### ○次第

1. 開会
2. 傍聴の許可
3. 議事
  - (1) 西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について
  - (2) 西宮市障害福祉推進計画（骨子案）について
4. 閉会

### ○資料

- ・資料1 西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について
- ・資料2 西宮市障害福祉推進計画（骨子案）
- ・参考資料 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和5年度第1回）議事要録

### ○事務局

健康福祉局長、福祉総括室長、福祉部長、生活支援部長、障害福祉課、生活支援課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、地域保健課、健康増進課、保健予防課、子育て事業部長、こども未来部長、診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、学校教育部長、学校教育課、特別支援教育課

## ○議事要録

### －議事（１）について事務局説明－

#### ○委員

担当者の評価は良い。細かい点について指摘はないが、第三者評価、評価委員会等があっても良いのではないかと。それがこの委員会なのかも知れないが。この件については、何度か議論に挙がってはいるが、あれば良いという内容でいつも終わってしまっている。事情もあると思うがご検討いただきたい。

#### ○会長

前回から第三者委員会のようなものも必要ではないかという意見をいただいている。事務局としては、そういった点も含めて、次回から少し重点的に、大切な点については詳しく説明するという趣旨もあると思うがどうか。

#### ○事務局

現行の計画は項目が多く、評価しづらい計画となっていると認識している。そのため、次期計画は項目を絞り評価がしやすい形を検討している。

#### ○委員

私は重点化の方が重要と考える。きちんと評価する仕組みが必要かと思う。

#### ○事務局

確かに評価項目は多く、市だけでなく第三者による外部評価が必要というご意見をいただいた。重点項目にするのか、特にどの点について、外部評価にするべきかなど、ご意見を賜れば検討を進めたいと考える。

#### ○会長

相加的にすべきか、重点的に評価した方が良いか。意見があればお伺いしたい。案は次年度の会議でお示しいただけるのだろうか。

#### ○事務局

次期計画の評価をする策定委員会で改めて示したいと思う。

#### ○会長

この障害者施策をこの課ではどのように進めているか、例えば教育委員会では、誰もが利用しやすいエレベーターを設置すること、あるいは差別解消法の事例だとか、また、読書バリアフリーについては、図書館がどういったことをするかなど、そういったところに重点化して案を示していただけるだろうと思う。そのあたりは事務局にご提案いただけるとのことです。よろしいか。

○事務局

はい。

○委員

参考までに教えていただきたい。◎、○、△、×とある。◎はできている、×はできていないと推測できるが、その間の○と△はどの程度できているのか。例えば、○は8割できているなど。計画本文では「連携」「努める」などがあり、そのような文章であれば確かに評価するときに、数値目標でないため、何%とすることは難しい。やはり評価をするのであれば、計画本文においてもある程度評価しやすい内容・文章にすることを意識するのが必要かと思う。

○会長

担当課の自己評価であるため難しいと考える。課から出た意見を誤っている、間違っていると口出しすることは難しいと思うため、そこはご理解いただきたいと思う。そのため、重点化して、皆さんに意見をいただき、担当課にこのような意見が出たとお返しする方が良いかと思う。別の課から出た評価を間違っているというのは言いにくいと思うため、我々としても重点化した方が議論をしやすいと思う。

○委員

評価をしやすい計画を作らないと何度も同じことを繰り返してしまうので、そこを留意していただきたい。

○会長

障害者施策の何をもってAとするのか、Bとするのか判断基準が示されないとなかなか難しい、評価しにくいという点が指摘されているため、そういった点をご検討いただきたい。

○委員

「福祉サービス利用援助事業の周知と推進」について、「知的・精神障害者等の増加に伴い、当該事業の利用ニーズは今後も高まることが想定される。利用者及び利用待機者の状況把握を行い、状況に応じて成年後見制度への移行等、適切な支援につなげていく必要がある」と書いている。福祉サービス利用援助事業を利用中の方が、成年後見制度の利用を申請され、福祉サービス利用援助事業が終了しますと言われた事例がある。本来、相互補完的に併記されていたと思うが、この書き振りでは利用待機者の解消に向けて移行を考えていると読み取れる。

○事務局

利用援助事業だが、高齢者、障害者の人を対象として、金銭援助やサービスの利用援助をするものである。その中で、成年後見制度の移行と書かせていただいている点についてであるが、必ずしも成年後見制度にすべて移行し、利用者を減らしているわけではなく、その人の判断能力や状況に応じて、必要に応じて、福祉サービス利用援助事業を使っていくのか、それとも成年後見

制度を利用したがその人の権利擁護支援の視点から適切なのかを検討している。個々のケースに応じて対応しており、必ずしも福祉サービス利用援助事業を止めて、成年後見制度を利用するような一方通行の形ではない。特に知的障害、精神障害がある人については、認知症に比べて症状の進行がなく、安定していることが多い。そのため、福祉サービス利用援助事業を使いながら、生活を継続する人が多いというのが、社会福祉協議会や市が把握している現状である。

#### ○委員

福祉サービス利用援助事業を担っている事業者が、後見人が付いたから事業を終了しますといったような事務的な手続きになっていないか。その確認をどのようにするのが懸念となっている。伝え方や意思決定支援というあいまいな名称、合意がきちんととれていない内容を判断尺度としてしまうのは、難しいと考えている。これを公開するかわからないが、この書き振りでは待機者がいるため移行するように受け止められるので、そのあたりを丁寧に説明していただきたい。

#### ○会長

一律に行うのではなく、個々のケースに応じて必要なものは残していくという形で理解を賜ればと思う。

#### ○副会長

差別解消法について意見を述べさせていただきたい。年間10件程度、令和5年は2件となっている。実態調査結果を見ると、差別解消法の認知度が下がっているとある。また、嫌な思いをしたことがないかの質問について、中身を見ると、差別解消法に合致する内容が複数ある。これを踏まえると、自立支援協議会を通じて啓発を進めていくとあったが、市民啓発が大変重要であるとする。ぜひ市民啓発として、サービス利用をしている人のみならず、教育現場等、様々な面で差別解消法の周知を図っていただきたいと思う。

#### ○会長

差別解消法の理解がまだ市民に徹底されていないのではないかと。自立支援協議会でも様々な議論がされていると思う。

#### ○事務局

自立支援協議会との協議であるが、昨年度も差別解消について、協議会の役割を改めて意見交換させていただくとともに、再度周知をさせていただいた。数多くの関係団体の方が参画していただいている協議会と引き続き、協力しながら周知を進めていきたいと思う。

#### ○委員

市民向けの啓発について。今自立支援協議会が抱えている課題は、障害分野ばかりが集まっており、障害に特化した課題を協議している状態となっている。協議会としても良くないと考えており、地域につながっていく、地域の中で啓発を進めていきたいと考えている。そのような段階にはきている。去年イベントを通じて、その地域の住民や企業等とつながったり、検討したりし

た。その企業にあいサポートを働きかけたり、徐々には活動ができているが、組織としてどのように広げたら良いか悩んでいる。おっしゃられているように、市民向けの啓発が弱いと認識しており、協議会の中でも検討したいと考えている。

#### ○会長

国のガイドラインで自立支援協議会の地域づくりという点、従来の個別支援に特化した形を含めて、地域づくりが課題となっている。私が知っている差別解消法の事例でいうと、発達障害の子供が水泳キャップを被るのを嫌がり、そこを運営する団体が利用しては困ると伝えた。その事例だけではなく、自立支援協議会でこのような話がいくつもあつたと挙がってくる仕組み。それが大事なのではないか。いわゆる、個別だけでなく、そのような事例を拾い上げて共有化することを広げていくこと。そのような見方を相談支援でももっていかないといけないと思っている。そういったところを通じて、市が介在してスポーツクラブの改善として、必ずしもそうでなくても利用できるというように提案するなど、工夫していただき、利用できるようになったという事例がある。そういう意味では、様々な事例から共通項をどう抽出して全体化していくことも必要かと改めて思っている。

#### －議事（２）について事務局説明－

#### ○委員

身体や知的の障害のある人で、特に重度と言われる方の日中活動場面や生活基盤の受け皿がすごく少ないという印象がある。計画の中でも事業や事業所の数などから、もう一段階引き下げて、より重度の人の社会福祉資源が必要という点も掘り下げて考えていく必要がある。実際にその資源がないので、市外に行かないといけない、県外に探しにいかないといけないという人もいる。それに付随して、令和６年度の報酬改定に向けて、「地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者支援の仕組みの導入」があり、事業が指定されるときに地域のニーズに合わせた条件を、計画を根拠にして付与できると思う。

#### ○会長

重度の人の生活基盤がまだまだ整備されていないのではないかという点。少しそのあたりも掘り下げて考えていただければというのが１点目。それから、報酬単価を含めた話である。地域のニーズに合わせた加算、付与が議論になっているため、そういった点も議論となっているので、わかる範囲でご説明いただきたい。

#### ○事務局

ニーズを含めて指定するという点について、西宮市としてどのようにしていくかは関係課で協議しているところである。詳細については、国から明確な情報がないため、動向を注視しながら、改めて検討させていただきたい。

#### ○会長

重度の人への施設等の整備についての説明はいかがか。

○事務局

西宮市の資源として、重度の人が利用できるもの、例えば生活介護やグループホームが不足している点は市も認識している。今この場で具体的な案をお示しできるわけではないが、その点の課題を認識しつつ、関係課とどのような対策が取れるのか、それを計画に落とし込めるかも含めて検討していく。

○会長

特に日中支援型のグループホーム。これは外部サービスを利用しないで、そこだけで生活を完結でき、全国的に展開している事業所がある。西宮市は地価が高いと思われるのでまだないのかも知れないが、地価が安いところでは、全国チェーンの事業所が入ってくる。横に訪問看護を作って、外に出さずにその中で完結する形がある。ホームの中がわからない。それができたのは、やはり重度の人をどこも受け入れてくれないから、そういうグループホームで受け入れるというところがある。そこでは、設備はあるが、実際にその人の地域生活はどうなのかという疑問がある。自立支援協議会に年1回、活動報告するようになっている。全国展開するようなところは、大阪市内もすでに進出しているのだから、西宮市にももう少ししたら来るかもしれない。重度の人の行き場所があれば良いというわけではない。そういった権利擁護の側面も必要となってくる。特に、業者指定は基準を満たせばできるため、サービスの質まで担保するところは今のところない。そういったところも考えていかなければならない。

○委員

前回の会議でも話題が上がったが、福祉人材が不足している。今回も課題として挙げているが、福祉人材に関する施策は書かれていない。おそらく今後書かれると思うが、ぜひその項目を書いていただきたい。6年先と言えば、介護人材が何十万人足りないと言われている。

○会長

福祉人材の確保の書き振りがあっても良いのではないかと意見をいただいた。

○事務局

人材の確保は大きな問題と認識している。現在、西宮市の取り組みとしてはおおきく2種類ある。資格取得等の支援と就職説明会や個別の面接会を実施している。今は骨子案の段階であり、素案でどこまで記載できるかであるが、今後検討する。

○委員

医療的ケア児について、コーディネーターの配置と書いてあるが、医療的ケアの方を支援するためいろいろな専門職がいる。コーディネーターの配置以外でどんなことを考えているのか。

○事務局

まず、医療的ケア児への支援策については、関係課が集まり協議しているところである。今年度からモデル的に保育所で受け入れを行っている。学校では受け入れが進んでいるが、医療職の不足が問題ということで、専門職の確保が一番の課題として共通の認識をしているところである。重層的支援体制整備を進める中で、医療的ケア児等のコーディネーターへの支援をどのように行うかは検討中であり、その他の支援策については、現状ない状態である。

#### ○委員

もちろん難しいと思う。保育所、学校、大学、さらに卒業したら地域で生活をする。24時間の支援が必要な人もいる。医療的ケア児をどのように支援するか、こういう障害の支援、モデルを長い目で見て支援をしないといけない。計画の中で枠組みをきちんと作っていくこと。権利擁護などを踏まえ、どのようにかかわれば良いか、考えがあれば良い。

#### ○会長

子供はいつか大きくなる。法律は医療的ケア児（医ケア児）という制限があるが、トランジションの段階、小学校から中学、中学から高校、それから大人という切れ目、切れ目でどのような体制が作れるかのご指摘だったかと思う。単に社会資源の話だけでなく、二次障害の問題もある。多くの医療的ケア児はずっとお世話になっている小児科医だけでは限界がくる。18歳になると身体も大きくなる。小児科でずっと見られるかということ、そうもいかない。いわゆる移行期をどういうように先に理解をして、できるだけ手を打つ。そういったところが、特に福祉。小さいときは保育、幼稚園、学齢期では教育委員会、中学校を出てから18歳で福祉がようやく出てくる。ぶつぶつに切られているものを横ぐしにしていかなければならないということをおっしゃられた。

#### ○委員

精神病棟からの退院について、コロナが流行する前に長期入院している人のところに西宮市の職員の方が来られて、何とか早く退院するようにということであった。では、退院したらどこに行けばよいのか。グループホームも経営的に難しく、運営できなくなったところもある。西宮市は地価が高く、土地も建物も用意して、運営していくことは無理である。土地と建物は自治体を用意し、運営だけを任せるようにしないと経済的に破綻することが目に見えている。精神障害者を閉じ込めるのは良くないし、地域社会でいろいろな活動をしながらかつて暮らす方が良いといっても、誰も預かってくれるところがない。これは切実な問題である。資源、お金がいることであるので、税金でするのは難しいかもしれないが、病院も学校も自治体で作らないとできないのだからグループホームも同じようにするべきである。

#### ○会長

精神障害だけでなく、強度行動障害等もそうである。グループホーム自体も適さない。要するに一人で生活する方が良く、重度訪問介護で生活を支えて、そういう地域支援の在り方。重度の精神障害がある人は施設だというのはなく、地域生活支援という形で組み立てていけるシステムができないか。いわゆる時間数を持てば良い。一対一で対応してもらおう。グループホームでも夜間1名というところがある。親が年を取ったりすると、病気になったりして、子どもを急遽預

けるとなった場合、どこに預けるのか。どのように緊急時の体制づくり、制度を充実させるかということがポイントになってくると考える。特に西宮市は独自に緊急事態には必要な場合はお金を出していただいているので、この制度を周知するといった点も必要となってくるかと改めて思う。制度としてはあっても、周知ができていなために、結果として不安の状態を維持させてしまう。情報の共有化ということが、次の施策の大きなポイントになってくるかと思う。

#### ○委員

自立支援協議会について、基本施策1～5に関して、それぞれ関係機関と調整しながら課題協議を行ってきた。自立支援協議会の最終の目的としては、地域での暮らしを支える生活支援を充実させていくことである。また、生活の中に就労も入っている。あと、共生のまちづくりに向けて動いてきた。この体系の中では、基本施策6の意味がどうなるのか。基本施策6の書き振りによって、基本施策1～5までのことを包括した形で6が何か出るのかと思っていたが、どちらかというと、地域との協働に重きが置かれているように見える。地域をどのように捉え、イメージされた書き振りなのか教えてほしい。自立支援協議会として、もちろん啓発、広報は進めていくが、例えば、退院後の地域で暮らすための仕組みづくりであったり、医療的ケアのある子の保育所や学校等の仕組みづくり等、要はみんなが一緒にいるための仕組みづくりが自立支援協議会の役割である。今の施策6の内容では、地域の意味が小さくなってしまっている。

もう一つ、相談について、これまでは障害のある人を中心に相談に乗っており、今後も乗っていくが、今後は狭間の人や、なかなかつながらない人をどう拾い上げていくかということ、そこをしっかりと仕組み化していくために、西宮市は重層的支援体制をやっていく中で、障害との関係性の中でどう整理していくのか。障害の相談にことだけ書いてあり、前の計画と変わらないと思った。

#### ○事務局

自立支援協議会と基本施策6の位置づけ、地域の意味について、お答えします。今の計画では、基本施策1～5を横ぐしにする形で自立支援協議会が存在する形であった。おっしゃる通り、そういった位置づけ、自立支援協議会の役割は変わらないと考えている。計画を作る上で体系整理を行った結果、共生のまちの推進に大きく寄与するということで、協議会を基本施策6で書かせていただいた。地域との協働について、障害に限定しないということ、障害の有無に関わらずという意味を込めて「地域」と書かせていただいている。

#### ○委員

自立支援協議会を通じた地域との協働については、今後の重層的相談支援体制の整備についても重要と考えている。ただ、前期までの障害福祉計画の中では、基本施策を横ぐしにする形でこれまでずっと踏襲してきたこと。なぜ横ぐしにしているかということ、自立支援協議会は発足当時から権利擁護支援を重点的にしていこうと念頭に置いてやってきた。そのため、ここにある基本施策1～5については、権利擁護支援に資するものであるという観点から、網羅する必要があると考えている。自立支援協議会が発足した当時は、まず障害福祉計画への意見交換をしていこうという機能や、各団体が情報交換をしていこうということ、最も重要な権利擁護支援の展開を図



っていこうという思い、事業者だけでなく、当事者や家族、様々な方のネットワークを構築していくというところ。あと、西宮市が固有性のある、双方向構築型、官民共同型の施策展開をしていくのだという中身を常々確認してきたという認識がある。そのため、この骨子案に書いていただく際には、地域との共同が大切であると考えているが、基本施策1～5についても自立支援協議会が関わるということは、過去から未来にかけても変わらないと私自身は考えている。

#### ○副会長

重要なお指摘をいただいていると思う。重層的支援体制をどうするのが見えないと私も思った。相談支援の在り方について、西宮市は手引きでまとめられている。手引きでは自立支援協議会の活動が図示されている。同じように、もう少し絵を描いて整理すべきと考える。すでに重層的支援体制をしている市町村で起きている問題としては、なかなか相談が挙げられない。どのような手続きで挙げていけば良いかわからないという実態があるので、それを踏まえて整理していただく必要があるかと思う。

基本施策に書いてある成果目標の中で、国の指針に比べると文言が抜けているところがある。その点も重層的支援体制と関連していると思う。相談支援のところに、国の基本指針における成果目標として基幹相談支援センターの設置が入っているが、国の指針においては、協議会の活性化に向けた成果目標の新設が入っている。その中身をどのようにするか、成果目標として自立支援協議会、相談支援をどういった目標で定めるかを位置づけしないといけない。例えば主任相談支援専門員の位置づけにも触れられていないため、その在り方を検討していただく必要があると考えている。

続いて、基本施策6自立支援協議会のところに、成果目標で協議会における地域サービス基盤の改善とあるが、国の指針では、協議会における個別事案の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善とある。これは来年度から自立支援協議会の中で、会議体の位置づけが行われる。定期的な困難事例の検討を進めていく必要性もありますし、そういう体制づくりをしていかないといいけません。そこが基盤となり、重層的支援体制の困難事例として挙げていく。このような形となっているので、文言として個別事案の検討を通じたということが必要かと思う。

成果目標の、地域生活への移行について、すごく課題であると考えている。目標値を上げるだけでなく、入所施設における重度障害者の支援の拡充が国の指針の中に入っていたと思う。

そういった点も含めてどうしていくかの検討があると思っている。地域移行に関して言うと、前回計画においても目標値は達成できていないという状況である。今回においても、その中身は個別に議論していただき、重度の支援拡充というのであれば、他市では、基幹相談支援センターが施設に赴いて、地域移行のための意向確認や支援の手伝いをしたり、相談支援事業所がどうしても精神障害者の地域移行に偏っている状況から、施設にも使っていただくアプローチをしてもらったり、グループホーム体験を推進したりなど、いろいろな方法を検討していただかないと、地域移行は進まないと考える。ここについては、計画として現状のように出すのは仕方がないかとは思いますが、実際に動くための方法を検討していただかないと達成しないと考える。文言としては、先ほど言った重度の障害者支援の拡充は国の指針に出ているので、入れていただく必要があると思っている。重層的支援体制という統括した方向性につながらない部分にもなっているかと思う。重層的支援体制については、最終的には絵を描いていただいた方が良いと思う。

○会長

国のガイドラインに沿ったご指摘であったため、ご留意いただきたい。

○委員

共生社会の実現について、ずっと西宮市では積み上げてきている重層的、包括的支援体制というところへ接合してこようとしている。それは社会福祉法の改正から西宮市ですずっと実態的に積み上げてきた。成年後見制度利用促進法ができ、そこから共生社会の実現に向かう流れの中で、西宮市では先行して、成年後見利用促進計画を各自治体で作りなさいとなったときに、成年後見利用促進計画ではなく、権利擁護支援推進計画であると権利擁護推進システム委員会に提言書を出して、これを諸計画、まずは地域福祉計画に反映してもらいたいという経緯があり、ずっと積み上げてきている。そういう意味で言えば、今回の障害者計画の基本目標の3に共生のまちづくりの推進を明確に掲げたことには、非常に大きな意味がある。そして、共生社会の実現に向けた相互理解ということで、いわゆる相互エンパワーメントを基盤とした、相互の理解でないと違う。その意味で言えば、基本目標3 共生のまちづくりの推進について、地域福祉計画との整合性をきちんとおいていただきたい。今特に言われている権利擁護支援の取り組みのなかで、地域福祉計画では、もう権利擁護支援と総合相談支援というのは2つある重点施策の中に入っている。権利擁護支援というのは、本人が主体的に地域の中で生活するための、自分の力や支援を高めることであり、成年後見利用はその人の支援の方法の一つであるとか、そういう一体的な推進に向けての文言が既に入っている。さらに言えば、共生社会の実現に向けて、例えば当事者主体の取り組みへの支援がいるということ、あるいは社会的包摂の意識醸成ということ、その中に市民理解の促進として、あいサポートやヘルプマークというものがすべて入っている。それとの整合性を入れ込んでいくべきである。西宮市としては、権利擁護支援の考え方に基づいて、一人ひとりの存在の尊重ベースに積み上げてきたことであるから、既にできている地域福祉計画にはしっかりと反映されている。上位計画であるのだから、障害者計画との整合性をきちんと意識して、文書作成にも入れてもらえたらと思う。相互理解の促進ではなく、共生のまちづくりへの市民意識醸成であるとか、地域福祉の推進をここに入れてしまうのではなくて、当事者主体の地域社会、社会参加の促進であるとか、もう少し主体化に向けた方向感みたいなものを、反映させた形でお願いできればと思う。

○事務局

重層的支援体制整備事業については、今年度から移行準備を始めており、2年後の令和7年度に本格実施というスケジュールで動いている。

○会長

おそらく、この辺りが今ご指摘いただいた点とどうリンクさせていくかの要になってくるかと思う。市においてまだ協議中であり、明確に出せるというわけではないと思っている。

○事務局

重層的支援体制整備事業は、今まで福祉の制度が、障害、高齢、子供などの分野ごとに発展してきており、それが今では対応できなくなってきた。いろいろな問題が発生してきており、横ぐしを入れる、連携体制を整えていくという、役所が苦手な取り組みである。そこがずっとあいまいであったが、連携のキーとなる部署を生活支援課の方に設け、連携体制の構築、幅広く、悩みごとを受けられる、困りごとを受け止めてという制度を今年度より始めているところである。いただきましたご意見を受け止めて、今後も発展させていきたいと考えている。

#### ○会長

今、国を挙げて重層的支援体制整備事業を推進しているところである。障害だけでなく、高齢や虐待児、あるいは貧困家庭など、複合的なケースがなかなか動きにくい。そういった相談支援体制の整備が今求められてきている。そうなると、相談支援体制も今のままで良いのか、見直されていく必要があるのかと、より地域に近いところで、一体的に運営でき、一体的に相談をつなげていけるような仕組みが必要になってきているのかと、思っているところである。あいサポート運動もですが、企業が参加していくのであれば、障害者の就労につなげるとか、そこだけで切ってしまうのではなく、連携してどのように発展させていくかが、企業や住民も含めた主体づくり、連携を作り出していくだけの課題というのが横たわっていると改めて思っている。そういう意味では、横ぐしを入れるということで、自立支援協議会の働きというのは重要だと感じるころである。

#### ○委員

あいサポート運動について、私は障害のある人の就労支援をしているので、企業と日々お付き合いがある。これまでは我々が関わっている人、障害のある人に応じた説明や配慮事項をお伝えすることがたくさんあった。それ以外で、今年度からあいサポート運動で協力しながら、違った視点で企業に伝えていくという取組を少しずつ行っているところである。企業に入っていく中で、関わっている人以外でも障害のある人がたくさん働いていた。そういったところから、どうかかわっていけば良いのか教えてほしいと依頼がかかることもある。そういったところはあいサポート運動の協力をしながらやっというようになっていく。私たちが関わっているケースの中で、親の高齢化により、これまで親御さんが本人を見ていたが難しくなった、では、生活をどうしようかという相談が入ってくることもある。何とかヘルパーが見つかったら、次は計画相談が入った方が良いかと思っても、事業者がいっぱいで、どこも手を抜いているわけではないが、人材がどこも足りないので、1人の職員が抱えるケースがあまりに多すぎて、なかなかすぐに動けないといったところも見えている。そのあたりはやはり、人が足りていないといったところもあり、最近気になっているところではある。

#### ○委員

共生のまちづくりの推進について、私もあいサポート運動の講師として、講義をするときに、毎回難しいと思って終わることがある。話し方が下手なのかも知れないが、障害について話をしたときに、障害のある人と健常者の違いが分かったという理解をされる方がいる。啓発し続けることはすごく大事であるが、啓発を続けている間は、共生社会はどこか遠いのではないかという

感覚がある。当たり前には障害があってもなくても過ごせる何か仕掛けが、根本的なところで必要ではないかと思う。自分の子供が保育園に行っていたときに、脳性麻痺の子がいたが、子供は障害という言葉を使っていなかった。一緒に遊ぶし、卒園しても手紙を出そうかなと言っていた。それが小学校に上がって、支援学級というものが出来たときに、クラスからいなくなる、何か違いを感じ始める。そういうところから「障害のある人は違う」ということを学んでしまうのではないか。今の社会は障害があってもなくてもつまづきやすい社会であると思う。自殺する人も多く、根本で何かできないかと思う。3か年計画ではできないが、未来に向けた布石的なこと、今の子供たちが未来にもう少し生きやすい、何か仕掛けをしたいと思っている。

#### ○委員

西宮市が大切にしてきた、培ってきた理念が読み手によって異なってはいけないと思う。計画はこれ以降も続いていく、次世代にわたっていくものである。例えば、権利擁護支援と相談支援の一体的な推進ということであれば、当事者は支援の客体というよりは、当たり前はこの社会で暮らす一人である。権利擁護について、多くの人は権利を擁護する客体としてその言葉を理解するのではないか。私たちの認識としては、権利を正しく行使する主体者である。このあたりを正しく理解していくことが、インクルーシブな社会の実現に向けて必要なことかと思うし、インクルーシブな社会というのは、何か新しい社会を実現しようとしているのではなく、当たり前の社会を求めているわけである。1つ1つの言葉、地域福祉計画に書かれている内容をしっかり盛り込むことで、権利擁護がもたらす意味を少しははっきり出した方が良いのではないかと思った。なぜそう感じたかという、「本計画の基本施策のうち、「相談支援・権利擁護支援体制の充実」については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけるとともに、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護を推進する」という「含めた」という言葉の中に、いろいろな思いが込められているのだろうということが、なかなか伝わりにくい。成年後見の利用促進が権利擁護のように読み取れる。この含めたということが、地域福祉計画の中に盛り込んでいるような内容ではないかと思う。一つ一つの言葉を丁寧に読み手に正しく伝わるような計画になればよいと思った。

#### ○委員

重層的支援体制の整備、それに伴い、地域とのつながりの中で相談支援体制をどう構築していくか、今の西宮市では、基幹相談支援センター、あんしん相談窓口、指定特定相談支援事業所があり、そこには主任相談支援専門員を含めた、そういう体制をどう構築していくか、あと、児童の相談についても実際、児童の計画相談はもういっぱい状態で、セルフが増えていっている。こども未来センターの相談機能もいっぱいである中、いろいろな、業務に追われていることもよく聞く。どこも一生懸命しているが、いっぱいいっぱいな状況であることは確かである。今、その変化の中で、国も基幹型の在り方、自立支援協議会の在り方など、たくさん出ているが、もちろん国を参考にすることは必要ではあると思うが、西宮市がどう相談体制を作るかは西宮市で考えてもらえたらと思う。

#### ○会長

西宮市らしい相談支援体制をというご意見であった。まだご意見があるとは思いますが、時間の都合上、本日は以上とさせていただきます。ご意見がある方は、事務局の方までご連絡いただければ可能な限り反映していただけたらと思う。素案の内容については、事務局と調整するので、委員長である私にご一任いただければと思う。

○事務局

今回は、10月27日に開催予定である。今回は素案をお示しする。

以上